

公 告

山国川河川事務所管内における災害時等応急対策工事に関する基本協定の締結
(電気通信設備工事)

次のとおり公告します。

令和5年1月27日

国土交通省 九州地方整備局
山国川河川事務所長 中元 道男

1 基本協定の概要等

(1) 基本協定の目的

本協定は、大規模な災害が発生した場合、緊急的に応急対策工事（光ケーブルの応急復旧を主とする）を実施することを想定し、あらかじめ実施業者を定め、迅速な応急復旧に資することを目的とする。

(2) 基本協定期間

山国川河川事務所直轄区間

ただし、「九州地方整備局防災業務計画」に基づき災害対策本部長（九州地方整備局長）等から応援要請があった場合又は、山国川河川事務所長が必要と判断した場合は、当事務所の直轄管理区間以外（他の直轄事務所、他整備局、地方自治体等）において発生した災害等の区間も本協定の対象となる場合がある。

(3) 基本協定の内容

災害の応急対策（光ケーブルの災害復旧を主とする）に関しこれに必要な組織及び電気通信関連機材、並びに資材、労力等（以下「資機材等」という。）の確保及びその動員の方法を定め、災害の拡大防止と被害施設の早期復旧に期することを目的とするものである。

また、山国川河川事務所が主催または参加する防災訓練や操作訓練に、山国川河川事務所からの参加依頼があった場合には、参加するものとする。

(4) 基本協定期間

令和5年4月1日 ～ 令和6年3月31日

(5) 基本協定の締結受託者の選定

本協定締結受託者の選定については、下記の項目について提出された技術資料等から総合的に評価し、協定締結受託者を4社程度決定する評価方式である。

- ① 工事拠点の位置
- ② 緊急事態時の体制
- ③ 有資格技術者数等
- ④ 施工実績の工事成績
- ⑤ 資機材等の調達
- ⑥ 災害協定等の締結実績

(6) 災害時等応急対策工事の実施方法

基本協定締結後、災害等発生し緊急的に工事を実施する場合は、速やかに工事請負契約を締結する。工事の実施に当たっては関係法令を遵守するものとする。

但し、基本協定を締結した場合でも災害等の発生のなかった場合は、実際の工事を行わないことを付記する。

(7) 本協定に基づき工事請負契約を取り交わす時点においては、施工業者が法定外労働災害補償制度（元請・下請を問わず補償できる保険）に加入していることを条件とする。

なお、法定外労働災害補償制度には、工事現場単位で随時加入する方式と直前1年間の完成工事高により掛金を算出して保険期間内の工事を保険対象とする方式があり、請負契約の条件となる保険は、いずれの方式であっても差し支えない。

(8) 基本協定区間の決定

1 (5) により選定された締結受託者と基本災害協定対象区間について、協議のうえ、決定するものとする。

2 参加資格要件

(1) 予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）（以下「予決令」という。）第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。

(2) 九州地方整備局の管轄区域の内、大分県内又は福岡県内に建設業法に基づく営業所（協定締結参加資格確認申請書に記載された本店又は支店等営業所の住所による。）が所在すること。

(3) 九州地方整備局（港湾空港関係を除く。）における令和5・6年度の通信設備工事又は維持修繕工事に係る一般競争（指名競争）参加資格の申請を行っていること。

九州地方整備局（港湾空港関係を除く。）における令和5・6年度の通信設備工事又は維持修繕工事に係る一般競争（指名競争）参加資格の認定を令和5年4月1日時点において受けていること。（会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、当該地方整備局長が別に定める手続に基づく一般競争参加資格の再認定を受けていること。）

なお、令和5年4月1日時点において認定されていない者との締結は、基本協定締結のために必要な要件を満たさない者との締結として、当該協定を無効とする。

また、基本協定締結後に競争参加資格を失効したときは、失効した日をもって当該協定を無効とする。

(4) 会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続の申立てがなされている者（上記（3）の再認定を受けた者を除く。）でないこと。

(5) 協定締結対象業者は経常共同企業体を除く。

(6) 協定締結参加資格確認申請書（以下「申請書」という。）の提出期限の日から締結業者決定の時までの期間において、九州地方整備局長から工事請負契約に係る指名停止等の措置要領（昭和59年3月29日付け建設省厚第91号）に基づく指名停止を受けていないこと。

(7) 平成19年度以降に国、公団等又は県市町村発注の光ケーブル敷設工事又は光ケーブル移設工事の施工実績があること。

(8) 緊急時の体制の確保として2名以上の光ケーブル工事に関する実務経験者あるい

は、F T T H屋外施工技能認定（旧光ファイバケーブル工事技能認定）、F T T H施工管理技術認定（旧光ファイバケーブル工事管理技術者認定）を取得している者を確保できること。

- (9) 緊急事態発生に伴う協力要請があった場合、山国川河川事務所へ概ね2時間以内に到着できること。
- (10) 警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する建設業者又はこれに準ずるものとして、国土交通省発注工事等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。
- (11) 緊急応急対策工事に必要な電気通信関連資材及び、機材、労力等を速やかに調達出来ること。
 - 資材：融着器、パルス試験器、光ロス試験器、試験用コネクタ、クロージャー
応急用光ケーブル等
 - 機材：高所作業車、トラック等

3 技術資料の総合的な評価に関する事項等

- (1) 技術資料等説明書に示す評価項目について、評価基準に基づき評価する。

4 本基本協定に関する手続等

(1) 担当部局

〒871-0026 大分県中津市大字高瀬1851-2
国土交通省 九州地方整備局 山国川河川事務所
電話：0979-24-0571（代）
FAX：0979-24-1985
担当： 調査課 建設専門官 延吉（内線401）
管理課 機電係長 坂本（内線334）

(2) 技術資料等説明資料の交付期間、場所及び方法

- ①交付期間：令和5年1月27日（金）から令和5年2月13日（月）までの土曜日、日曜日及び祝日を除く毎日、9時00分から17時00分まで。
- ②交付方法：HPからダウンロード

(3) 協定締結参加申請書及び資料の提出期間、場所及び方法

- ①提出期間：令和5年1月27日（金）から令和5年2月13日（月）までの土曜日、日曜日及び祝日を除く毎日、9時00分から17時00分まで。
- ②提出場所：上記（1）に同じ。
- ③提出方法：持参又は郵送等（郵送は書留郵便に限る。託送は書留郵便と同等のものに限る。提出期間内必着。）により提出する。

5 その他

- (1) 技術資料の作成要領協定締結受託者の評価及び決定方法などの詳細については、「技術資料等説明書」による。
- (2) 当事務所において公示を行っている他の令和5年度における「災害時等応急復旧対策

工事に関する基本協定の締結」において重複して選定された際は、履行の実行性を確認する場合があります。